

原価算定期間終了後の 小売ガス料金の事後評価

第 3 4 回 料金審査専門会合 事務局提出資料

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日 (水)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

I. 審査基準に基づく評価（東京ガス・大阪ガスを除く旧一般ガスみなしガス小売事業者7社）

1. 料金変更認可申請命令に係る審査基準

第33回 料金審査専門会合 資料4 抜粋

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、
＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第3弾改正法附則第22条第4項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う（※1）。

※1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準

→規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

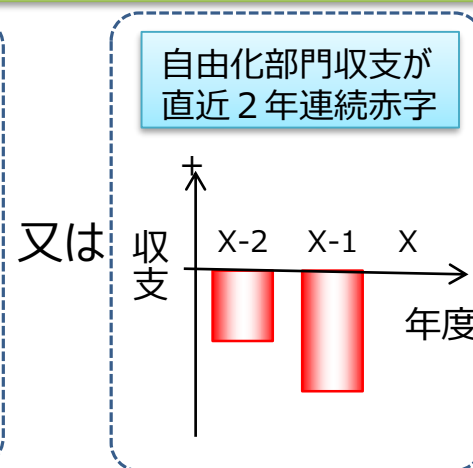
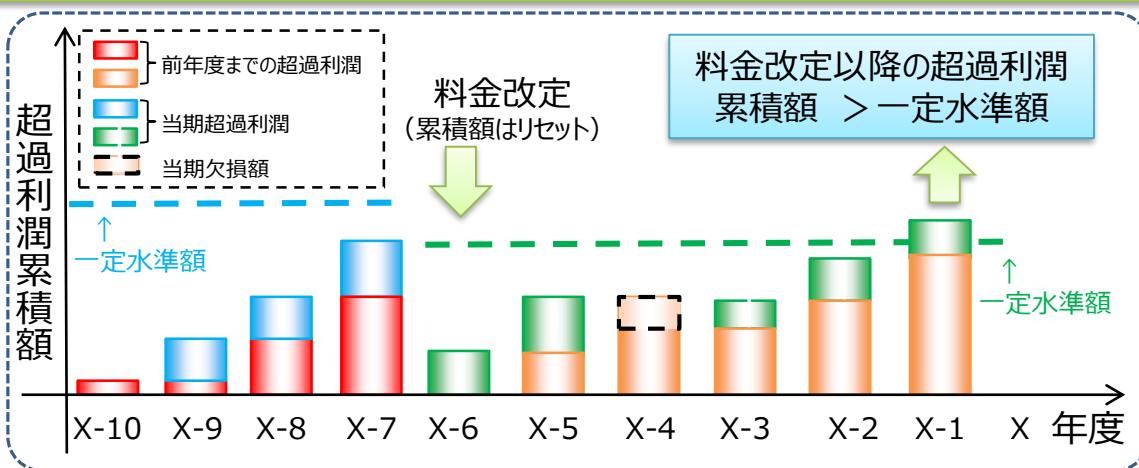
①該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近3カ年度平均）

②旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の規制部門におけるガス事業利益率（過去10カ年度平均）

➤ ①＞②の場合→ステップ2へ

＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

→前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



料金変更認可申請
命令発動

I. 審査基準に基づく評価（東京ガス・大阪ガスを除く旧一般ガスみなしガス小売事業者 7 社）

2. 審査基準の適用結果

第 3 3 回 料金審査専門会合 資料 4 抜粋

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者 7 社（東京ガスおよび大阪ガス（※ 1）以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令の要否の検討対象となる事業者はなかった。

※ 1：東京ガスは原価算定期間が終了していないため、大阪ガスは原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を表明しているため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		1 2月決算			3月決算				9社
		京葉	京和	熱海	東邦	日本 （関東・南 平台地区）	河内長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準								
	3ヵ年度平均 ① ※2	4.2%	6.1%	7.0%	2.6%	△0.1%	4.0%	△2.2%	-
	9社10ヵ年度平均 ②								4.5%
	9社10ヵ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	Yes	Yes	No	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準								
	平成28年度末超過利潤累積額③ ※3	-	15	△11	-	-	-	-	-
	平成29年度超過利潤④	-	43	△8	-	-	-	-	-
	平成29年度末超過利潤累積額⑤=③+④	-	59	△20	-	-	-	-	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	※4 336	※4 243	-	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。（⑤>⑥か）	-	No	No	-	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準								
	平成28年度⑦	-	+53	+39	-	-	-	-	-
	平成29年度⑧	-	+76	+146	-	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。（⑦<0かつ⑧<0か）	-	No	No	-	-	-	-	-
評価 結果	変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。）	No	No	No	No	No	No	No	-

※ 2：各年度の規制部門のガス事業利益率（％）の単純平均
※ 3：平成 2 8 年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額
※ 4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去 5 年平均）を使用
※ 5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

Ⅱ．総評

Ⅰ．審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1〔ガス事業利益率による基準〕では、個社の直近3か年度平均の利益率が9社10か年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2〔超過利潤累積額による基準〕では、平成29年度末超過利潤累積額は一定水準額である指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を下回っており、ステップ2〔自由化部門の収支による基準〕では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 以上より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者7社（東京ガス・大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。
- また、各社においては、今後とも料金原価と直近実績の比較・経営効率化の状況・収支見通し等現行の経過措置料金に関連した分かりやすい情報提供に努めるとともに、安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は最優先に実施した上で、引き続き経営効率化に真摯に取り組むことにより、コスト低減を進めていくべきである。